

地域密着型介護老人福祉施設 名立ひなさき 運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人 えちご府中会が開設する介護老人福祉施設 和久楽（以下「本体施設」という。）のサテライト型施設として、地域密着型介護老人福祉施設 名立ひなさき（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し、適正な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「地域密着型施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するよう努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

6 前5項のほか、「上越市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成30年3月26日上越市条例第4号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 地域密着型介護老人福祉施設 名立ひなさき
- (2) 所在地 新潟県上越市名立区名立大町 4174 番地

2 前項第 6 号及び第 7 号の職員については、サテライト型施設の為、本体施設に勤務する従業員の配置によるものとする。但し、必要に応じて従業員の配置を行う場合がある。

第 3 章 入退居等

(入退居)

第 6 条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、地域密着型施設サービスを提供するものとする。

2 施設は、正当な理由なく地域密着型施設サービスの提供を拒否しない。

3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

5 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。

6 施設は、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及びその家族の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行う。

7 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第 4 章 入居者に対する地域密着型施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第 7 条 施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努める。

3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するよう努める。

- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、地域密着型施設サービスの目標及びその達成時期、地域密着型施設サービスの内容、地域密着型施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成する。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
- 7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得るものとする。
- 8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入居者に交付する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて地域密着型サービス計画の変更を行う。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 定期的に入居者に面接する。
 - (2) 定期的モニタリングの結果を記録する。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
 - (1) 入居者が要介護更新認定を受けた場合
 - (2) 入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

（地域密着型施設サービスの取扱方針）

第8条 地域密着型施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。

2 地域密着型施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

- 3 地域密着型施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 4 地域密着型施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
- 5 施設の従業者は、地域密着型施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

尚、施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- 7 施設は、入居者の人権の養護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する

尚、サービス提供中に当該施設従業者又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

- 8 施設は、自らその提供する地域密着型施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

- 第9条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術を持って行うものとする。
- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。

- 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者の入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができるものとする。
- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行う。
- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
- 6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 7 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- 8 施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 9 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事)

- 第10条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
 - 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
 - 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

- 第11条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第12条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。
- 2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合については、同意を得て代行する。
 - 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第 13 条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第 14 条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(栄養管理)

第 15 条 施設の栄養士又は管理栄養士は、常に入居者の栄養状態に注意し、必要に応じた栄養管理を計画的に行う。

(口腔衛生の管理)

第 16 条 施設は、常に入居者の口腔内衛生の管理体制を整備し、必要に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

(入居者の入院期間の取扱い)

第 17 条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるよう配慮する。

(利用料及びその他の費用等)

第 18 条 利用料及びその他の費用については、別に定める料金表の金額とし、あらかじめ入居者又はその家族等に対し説明をし、同意を得るものとする。

2 利用料及びその他の費用の変更については、別に定められている算定方法により所定の手続きを経て行う。

第 5 章 施設の利用に当たっての留意事項

(施設の利用に当たっての留意事項の説明)

第 19 条 地域密着型施設サービスの利用の開始に当たっては、入居者及びその家族等に対し、施設の利用に当たっての留意事項について文書によって説明をし、同意を得るものとする。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第20条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第21条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(入居者に関する市町村への通知)

第22条 施設は地域密着型施設サービスの提供を受けている入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

(1) 正当な理由なしに地域密着型施設サービスの提供に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(苦情処理)

第 23 条 施設は、地域密着型施設サービスの提供に関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 施設は、地域密着型施設サービスの提供に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 5 施設は、地域密着型施設サービスの提供に係る入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生の防止及び緊急事態発生時の対応)

第 24 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止及び緊急事態に対応するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を定める。
- 2 施設は、入居者に対する地域密着型施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 施設は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録する。
 - 4 施設は、入居者に対する地域密着型施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
 - 5 入居者の病状の急変及びその他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は施設が定めた協力医療機関に連絡するとともに、管理者に報告する。また、嘱託医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事業継続計画の策定等)

第 25 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第 26 条 施設は、地域密着型施設サービスの提供に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する市町村の職員又は施設が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型施設サービスについて知見を有する者等により構成させる協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 ヶ月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

- 2 施設は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。
- 3 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。
- 4 施設は、その運営に当たっては、提供した地域密着型施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(その他運営に関する留意事項)

第 27 条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持等)

第 28 条 施設は、従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第 29 条 施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入居者に対する地域密着型施設サービスの提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 地域密着型施設サービス計画
- (2) 地域密着型施設サービスを提供した際の具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第 8 条第 6 項に規定する身体的拘束等の様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第 22 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 第 23 条に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第 24 条に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (7) 第 26 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(掲示)

第 30 条 施設は、施設の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(協力病院等)

第 31 条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ、協力病院を定めておくものとする。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(暴力団等の排除)

第 32 条 施設は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 29 日新潟県条例第 23 号）第 3 条に規定する基本理念にのっとり、同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条例第 3 号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除するものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。